

一般社団法人日本内分泌学会

北陸支部規約

(総則)

第 1 条 本規約は、一般社団法人日本内分泌学会（以下、本部と略する）の定款ならびにその細則を基調とし、北陸支部（以下、支部と略する）の運用に用いる。

第 2 条 支部の事務局を支部長の指定する場所に置く。

(目的)

第 3 条 支部は北陸地方（富山、石川、福井の 3 県と定める）における内分泌学に関する学術研究および診療の発展ならびに内分泌学についての一般医への啓発を行うことを主な目的とする。

(会員)

第 4 条 支部会員は北陸地方に登録されている本部会員および賛助会員よりなる。

第 5 条 賛助会員は支部の目的に賛同し規定の賛助会費を納入した個人又は団体である。

第 6 条 支部会員および賛助会員の会費は連絡員会で立案し、支部評議員会の承諾を得る。

第 7 条 本部の定款に基づく名誉会員と功労会員ならびに支部の役員で満 65 歳となる年度を終えた者を支部の名誉会員とする。

(役員)

第 8 条 支部に以下の役員をおく。

支部長 1 名

副支部長 1 名

連絡員 各県より若干名

内分泌代謝疾患コンサルタント委員会委員長 1 名、副委員長 1 名

男女共同参画推進委員会代表委員 1 名

会計監事 2 名

事務局長 1 名

(役員を選任)

第 9 条 支部長は連絡員会において選出され、支部評議員会の承認を得るものとする。

第 10 条 副支部長、会計監事、事務局長は支部長が指名し、支部評議員会の承認を得るものとする。

第 11 条 連絡員は各県若干名（石川 4 名、富山、福井各 2 名）を各県の支部評議員から互選で選出するものとする。連絡員は他の役員を兼任してもよい。

第 12 条 支部長は、内分泌代謝疾患コンサルタント委員会委員長を自らの推薦により選出し、支部評議員会と総会の承認を得て、日本内分泌学会理事会に報告する。委員長は副委員長を指名する。コンサルタント委員会委員長と副委員長は支部長、副支部長、連絡員、事務局長を兼任しても構わない。

第 13 条 支部長は、男女共同参画推進委員会代表委員からの推薦、協議により委員（北陸代表委員含）を選出し、支部評議員会の承認を得て日本内分泌学会事務局ならびに男女共同参画推進委員会委員長に連絡する。なお委員は支部長、副支部長、連絡員、事務局長を兼任しても構わない。

(役員職務)

第 14 条 支部長は支部の一切の業務を総括し、支部を代表する。

第 15 条 副支部長は支部長を補佐するものとする。

第 16 条 支部長、副支部長、連絡員、事務局長は連絡員会を構成し、支部長の選出など重要事項について討議する。

第 17 条 会計監事は会計業務を監査する。

第 18 条 内分泌代謝疾患コンサルタント委員会委員長と副委員長は所属支部会員から若干名の専門領域別委員を選んで委員会を構成し、日本内分泌学会事務局、会員、あるいは一般市民からの医療上

の問い合わせに対応する。

第 19 条 男女共同参画推進委員会北陸代表委員は、他の委員と協力し女性医師の臨床、研究、専門医取得、家庭生活などの支援を行う。また本部から支給される活動資金は日本内分泌学会北陸支部学術集会の支援、女性医師企画コーナー（事前審査会を含む）の企画・運用に充てるなどし、北陸における内分泌代謝領域の発展に尽力する。また代表委員は活動推進に向けて数名の協力委員の選出が可能である。

第 20 条 事務局長は支部の事務的業務を行う。
(役員任期)

第 21 条 支部長、副支部長、連絡員、内分泌代謝疾患コンサルタント委員会委員長、副委員長、会計監事、事務局長の任期は 2 年とする。再任は妨げない。

第 22 条 役員は原則、満 65 歳の誕生日を迎えた年度末をもって任期を満了する。
(支部評議員)

第 23 条 支部評議員は支部評議員会を組織して、支部長ならびに連絡員会の諮問事項、その他の支部の運営に関する事項を審議し、支部の目的を遂行するにあたり努力する。

第 24 条 支部評議員は支部評議員会で推薦され承認を得るものとする。

第 25 条 支部評議員の任期は 5 年で自動的に更新するものとするが、辞退希望者はその旨を評議員会に届け出る。任期は満 65 歳の誕生日を迎えた年度末をもって満了する。

(連絡員会、支部評議員会)

第 26 条 連絡員会、支部評議員会は支部長が招集する。原則として支部評議員会は年 1 回開催される学術集会の総会に先立って開催する。支部評議員会の議長は当番学術集会長が兼ね、決定は出席委員の過半数による。

(会費の徴収)

第 27 条 支部会費は学術集会参加会員より会場費として徴収する。賛助会員よりは事務局が別途徴収するものとする。

(支部学術集会)

第 28 条 支部学術集会は年 1 回開催する。

第 29 条 当番学術集会長は各県の連絡員により推薦され、支部評議員会の承認を得ることを原則とする。

第 30 条 支部学術集会の日時、会場、発表方法、会費、教育講演・特別講演・懇親会の有無などは当番学術集会長に一任する。

第 31 条 支部学術集会に際し、学部学生の参加費を無料とする。

第 32 条 支部学術集会の発表者は支部会員である事が望ましい。

(会計)

第 33 条 会計は事務局で行い、支部評議員会で事務局長が報告し承認を得る。会計年度は毎年 2 月 1 日に始まり、翌年 1 月 31 日に終了する。

(運営)

第 34 条 会の運営は、会費・賛助会費・寄付金・助成金等を充当する。(総則)

施行 平成 13 年 12 月 12 日
一部改訂 平成 14 年 3 月 17 日
一部改訂 平成 14 年 7 月 12 日
一部改訂 平成 14 年 11 月 16 日
一部改訂 平成 15 年 10 月 11 日
一部改訂 平成 16 年 10 月 30 日
一部改訂 平成 20 年 11 月 15 日
一部改訂 平成 21 年 11 月 21 日
一部改訂 平成 23 年 11 月 5 日

一部改訂 平成 24 年 11 月 10 日

一部改訂 平成 25 年 4 月 1 日

一部改訂 平成 27 年 4 月 1 日

一部改訂 平成 27 年 11 月 14 日

一部改訂 令和 3 年 4 月 1 日